

(設置)

第1条 視覚障害等の理由により、広報誌等を読むことが困難な者(以下「視覚障害者等」という。)に市の情報を届けるため、音訳ボランティアを設置する。

(業務)

第2条 音訳ボランティアの業務は、次のとおりとする。

(1) 広報誌等の音訳を行い、録音図書等に変換すること。

(2) その他音訳に関すること。

(登録)

第3条 音訳ボランティアは、広報、ホームページ等で公募の上、登録制とする。

(登録条件)

第4条 音訳ボランティアとして登録できる者は、市内に居住し、又は通勤、通学している満18歳以上の個人とする。

(登録の申込み等)

第5条 音訳ボランティアへの登録を希望する者は、音訳ボランティア登録申込書(別記様式。以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込書を提出した者を音訳ボランティアとして登録する。

(登録の取消し)

第6条 音訳ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 辞退の申出があったとき。

(2) 音訳ボランティアとして不適当と認めたとき。

(録音室の利用等)

第7条 音訳ボランティアは、録音のために必要な部屋及び当該業務を実施するために必要な録音機器等を使用することができる。

(研修会の実施等)

第8条 市長は、音訳ボランティアの確保及び養成に役立てるため、研修会及び講習会並びに視覚障害者等との懇談会等を開催することができる。

2 音訳ボランティアは、企画部秘書広報課、保健福祉部社会福祉課及び図書館との連絡を密にするほか、前項に規定する研修会や奈良県視覚障害者福祉センターにおける音訳ボランティア養成講習会等に参加すること等により、技術の向上に努めるものとする。

(庶務)

第9条 音訳ボランティアに関する庶務は、企画部秘書広報課において処理する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和7年令和7年告示第55号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日提出

ふりがな		
氏名		
連絡先	T	
	住所	
	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	
希望する連絡の方法		☐ 電話 ☐ メール ☐ F A X
音訳ボランティア養成講習会の受講について		☐ 受講済み（ 年頃）
		☐ 受講中（ 月頃終了予定）
		☐ 受講していない
音訳ボランティア活動経験		☐ あり （ ）
		☐ なし
その他 （何かあればご記入ください。）		

※本個人情報については、厳重に管理し、音訳ボランティア情報等の提供目的以外に使用しません。